決議第552（WRC-15、改）の第１附属書

1　これらの手続の対象となる衛星通信網への周波数割当ての実際の利用開始日又は再開日の30日以内に通知を行う主管庁は、本決議の第２附属書に規定される情報を無線通信局に送付する。

2　上記§１に基づいて送付される情報は、通知を行う主管庁の責任を有する者により署名されたものとする。

3　宇宙機が本決議の規定に基づき初めて使用されるものである場合は、上記§１に基づいて提出される真正性証明情報は打上げ事業者との契約書の写しで補完してもよいものとする。

4　上記§１の情報を受領次第、無線通信局は漏れがないか遅滞なく審査する。情報が完全にそろっていることが判明した場合は、無線通信局は２か月以内に全ての情報をBR IFICの特別節にて公表する。情報に不備があることが判明した場合は、無線通信局は、不足している情報を30日以内に提出するよう通知を行った主管庁に要請する。

5　上記§１及び本決議の第３附属書§１に関わる宇宙機の寿命が尽きた場合又は位置を変えた場合は、上記§１及び本決議の第３附属書§１に基づいて提出された情報は、通知を行う主管庁により30日以内に更新され、無線通信局に再提出されるものとする。宇宙機の寿命が尽きた場合は、同宇宙機に付与されたITU-ID番号は以後使用しないものとする。

6　無線通信局は、上記§５に基づく情報の受領後、内容に漏れがないか遅滞なく審査を行う。情報が完全にそろっていることが判明した場合は、無線通信局は２か月以内に全ての情報をBR IFICの特別節にて公表する。情報に不備があることが判明した場合は、無線通信局は、不足している情報を30日以内に提出するよう、通知を行った主管庁に要請する。

7　上記§１及び§５で規定された全ての情報が、上記§１、§４、§５及び§６で規定された期限内に無線通信局により受領されない場合は、無線通信局は通知を行った主管庁に直ちに連絡し、必要ならば§８に基づく措置を執る。

8　第9.1A号又は第9.2C号のどちらか適切なほうに基づいた関連情報が全て受領されてから７年の期間の経過後又は第11.49号に基づいた中断日から３年の期間の経過後に、30日経過しても完全な情報が無線通信局に届かない場合は、対応する周波数割当ては無線通信局により取り消され、続いて通知した主管庁に連絡される。

決議第552（WRC-15、改）の第２附属書　提出すべき情報

1　衛星通信網の識別
- a)　衛星通信網の識別
- b)　通知主管庁の名前
- c)　軌道特性
- d)　参照事前公表情報
- e)　参照調整要請
- f)　参照通告（もしあれば）
- g)　衛星通信網の関連特別節中の周波数帯
- h)　使用開始日[1]
- i)　規制状況
  - －　運用中の衛星通信網（§２記載のデータのみ提供）又は
  - －　中断している衛星ネットワーク（§３記載のデータのみ提供）

2　宇宙機[2]の識別（衛星通信網ファイリングが運用中の場合）
- a)　ITU-ID番号又は
- b)　宇宙機製造業者
  - －　宇宙機製造業者の名称
  - －　契約実行日
  - －　受渡日
- c)　打上げ事業者
  - －　打上げ機の提供業者
  - －　契約実行日
  - －　打上げ機の名称
  - －　打上げ施設の名称と場所
  - －　打上げ日
- d)　宇宙機に搭載されている周波数帯（すなわち、宇宙機に搭載された各トランスポンダが送信可能な、21.4-22GHzの間の周波数帯）

3　中断情報（衛星通信網ファイリングが中断されている場合）
- a)　中断日[3]
- b)　中断の理由
  - －　宇宙機の他の軌道位置への移動
  - －　宇宙機の軌道投入失敗
  - －　宇宙機の軌道離脱
  - －　その他の理由（明記のこと。）

[1]　この情報は、第11条の規定に基づき主管庁により既に提供済みで、のちに無線通信局により挿入される。

[2]　宇宙機に関するデータが本決議に基づいて初めて提供される場合、宇宙機製造業者、打上げ業務事業者及び宇宙機に搭載されている周波数帯の項目を提供するものとする。宇宙機に関するデータが本決議に基づき既に提供されている場合、その時点で無線通信局によりこの宇宙機に付与された（ITUファイリング番号に基づいた）ID番号を通知するものとする。

[3]　この情報は第11条の規定に基づき主管庁により既に提供済みで、のちに無線通信局により加えられる。

決議第552（WRC-15、改）の第３附属書　移行的な措置

1　本決議の決議事項３で言及された衛星通信網への周波数割当てに関して、通知主管庁は遅くとも2012年８月17日までに本決議の第２附属書に基づき、2012年２月18日時点の運用状況に関する漏れのない情報を無線通信局に提出するものとする。

2　上記§１に基づいて提出される情報は、宇宙機製造業者及び／又は打上げ事業者との契約書の写しで補完してよいものとする。

3　上記§１の情報を受領し次第、無線通信局は漏れがないか遅滞なく審査する。情報が完全にそろっていることが判明した場合は、無線通信局は、２か月以内に全ての情報をBR IFICの特別節にて公表する。情報に不備があることが判明した場合は、無線通信局は、不足している情報を30日以内に提出するよう、通知を行った主管庁に要請する。

4　上記§１又は§３のどちらか適切な方で規定された期限内に、上記§１で規定された全ての情報が無線通信局により受領されない場合、21.4-22GHzの周波数帯の衛星放送業務における衛星通信網への周波数割当ては、取り消されることが適切な場合には無線通信局により取り消される。無線通信局は、この情報をBR IFICに公表するものとする。

改　決議第553（WRC-15、改）　第一地域及び第三地域における21.4-22GHzの周波数帯の放送衛星通信網に対する同周波数帯への公平な接続促進のための規制上の追加手続

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、